

国家公務員給与等実態調査及び 職種別民間給与実態調査の概要

人事院は、令和5年8月7日に国会及び内閣に対して勧告を行いました。この人事院勧告の基礎資料を得るため、例年どおり「国家公務員給与等実態調査」と「職種別民間給与実態調査」を実施しました。

本稿では、それぞれの調査の概要について紹介します。

給与局給与第一課

一 給与と勧告

国家公務員の給与は、国家公務員法により、国会において社会一般の情勢に適應するよう随時変更するものとされ、その変更に関して人事院は勧告することを義務付けられています。

人事院は、情勢適應の原則に基づき国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本に勧告を行っています。

なお、令和五年の人事院勧告の内容については、人事院月報令和五年九月号（人事院勧告特集号）に掲載しています。

二 民間給与との比較方法

民間給与との比較方法について、月例給与の比較においては、単純な給与の平均値によるものではなく、一般の行政事務を行っている国家公務員（行政職俸給表（一）適用職員）とこれに類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の民間企業従業員について、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の四月分の給与を対比させて、精密に比較しています（ラスパイレス方式）。

特別給の比較においては、民間事業所の過去一年間における特別給の支給人員及び支給総額を集計し、それを基に従業員一人当たりの平均支給額を求め、これを一人当たりの平均所定内給与で除して、支給割合（月数）を算出し、これと公務員の特別給の支給月数を比較しています。

このような比較を行うため、人事院は国家公務員と民間企業従業員双方の給与の実態を正確に把握することを目的として、毎年「国家公務員給与等実態調査」と「職種別民間給与実態調査」を実施しています。

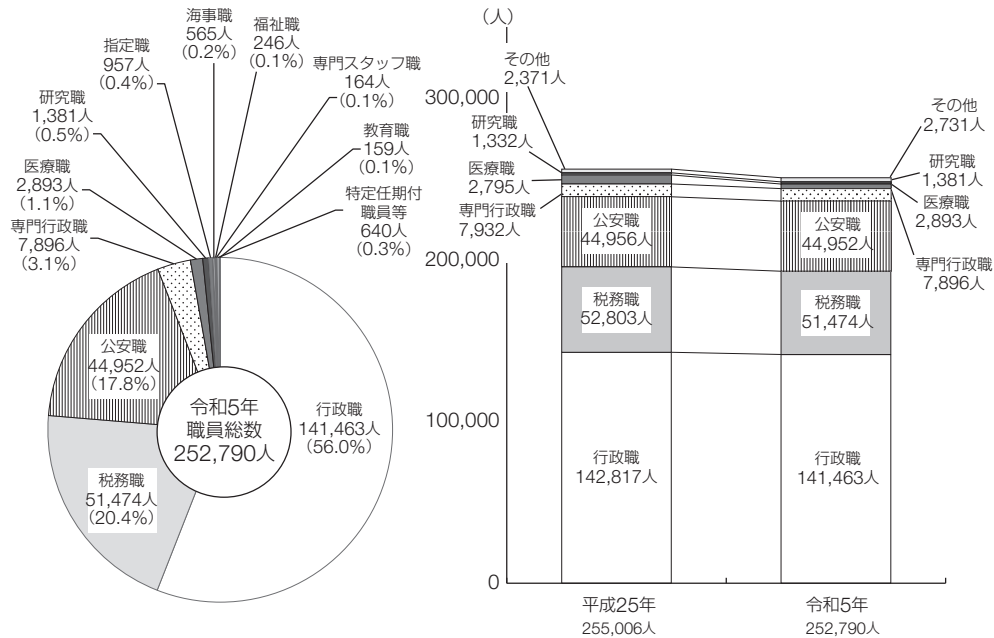
一 調査の概要

国家公務員給与等実態調査は、「一般職の職員給与に関する法律（以下「給与法」という。）」の適用を受ける職員、「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」の適用を受ける職員及び「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、人事行政の基礎資料を得ることを目的として、毎年、各府省の協力を得て実施しています。

同調査は、原則として、各年の一月一日に在職し、かつ、同年四月一日現在においても引き続き在職する常勤の職員全員を対象としています。ただし、休職中の職員、育児休業中の職員、在外公館に勤務する職員等は除かれます。

なお、職員数等には、新規採用者（一一〇四九人）及び暫定再任用職員は含まれていません。

第1図 職種別職員数



(注) 1 職員数は、各年4月1日現在の在職者（新規採用者、暫定再任用職員（平成25年は再任用職員）、在外公館に勤務する職員等は含まない。）である。
 2 行政職のうち行政職(-)適用者の在職者は、令和5年が139,522人（55.2%）、平成25年が139,545人（54.7%）である。
 3 特定任期付職員等は、特定任期付職員（465人）及び任期付研究員（175人）の合計である。
 4 構成比は、各職種ごとに四捨五入しているため、合計が100.0%にならない。

二 調査結果

(一) 職員の在職状況等

ア 職員数

令和五年四月一日に在職する職員は、二五二、七九〇人（前年比六一一人減）となっています。

職種別の職員数及び構成比は、行政職が一四一、四六三人（五六・〇％）で最も多く、そのうち行政職（一）が一九九、五二二人（五五・二％）を占めています。次いで、税務職が五一、四七四人（二〇・四％）、公安職が四四、九五二人（一七・八％）、専門行政職が七、八九六人（三・一％）、医療職が二、八九三人（一・一％）の順となっています。

また、職員数を一〇年前の平成二五年四月と比較すると、全職員で二、二一六人減少しています。

職種で見ると、行政職が一、三五四人（〇・九％）、税務職が一、三二九人（二・五％）の減少、医療職が九八人（三・五％）の増加などとなっています（第1図）。

イ 年齢構成

令和五年四月の行政職（一）の平均年齢は四二・四歳で、前年より〇・三歳低くなっており、全職員の平均年齢は四二・三歳で、前年より〇・二歳低くなっています（第2図）。

なお、全職員の年齢階層別の人員構成比を平成二五年四月と比較してみると、三〇歳台から四〇歳台半ばの職員の比率が大幅に減少する一方、四〇歳台後半から五〇歳台の職員の比率が増加しています（第3図）。

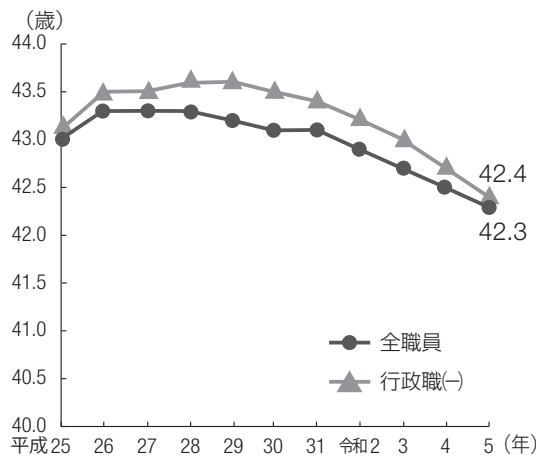
ウ 学歴構成

全職員の最終学歴別構成は、大学卒（大学院修了を含む。以下同じ。）が五七・二％、短大卒が一四・五％、高校卒が二八・三％、中学卒が〇・一％となっています。

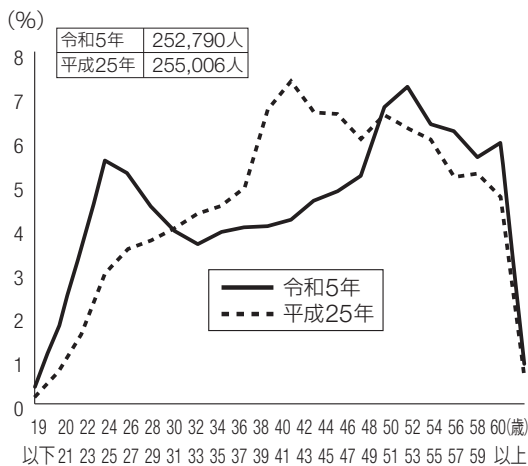
構成比を平成二五年四月と比較してみると、高校卒の割合が三五・六％であったものが、令和五年には二八・三％となる一方、大学卒の割合が五〇・四％であったものが、令和五年には五七・二％となっています。

この傾向は、行政職（一）についても同様で、高校卒の割合が平成二五年において

第2図 平均年齢の推移



第3図 年齢階層別人員構成比（全職員）



三三・二%であったものが、令和五年には二四・六%、大学卒の割合が平成二五年において五四・一%であったものが、令和五年には六一・九%となっています。(第4図)。

(二) 職員の給与

ア 平均給与月額

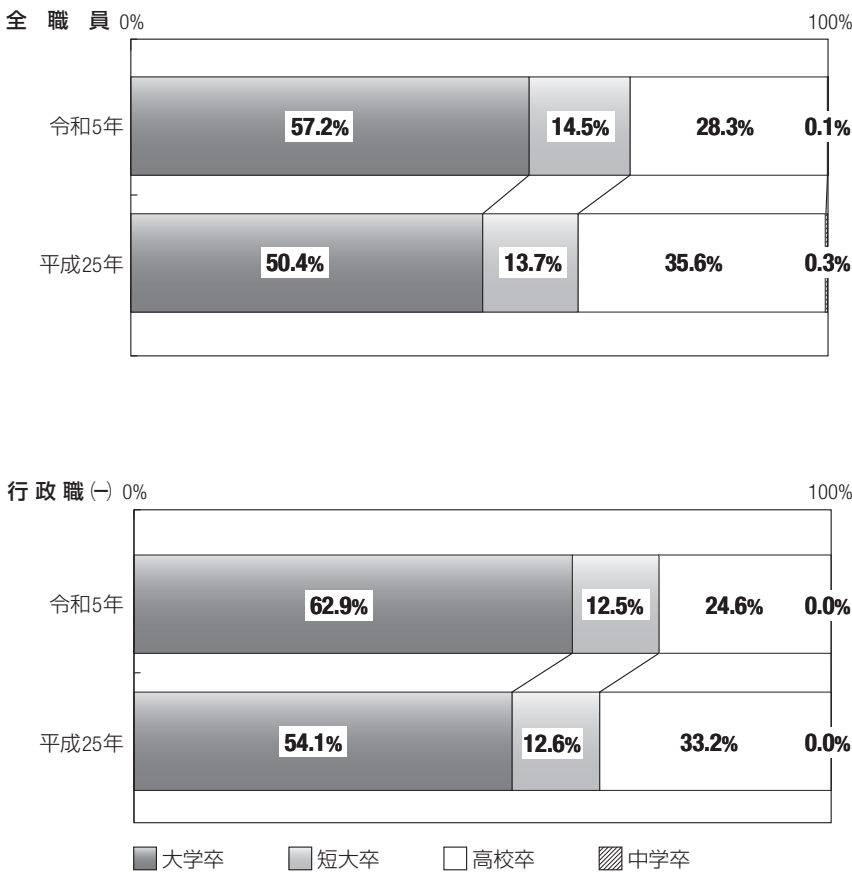
民間給与との比較に用いる行政職(一)の令和五年四月一日における平均給与月額(俸給、地域手当、広域異動手当、俸給の特別調整額、扶養手当、住居手当、本府省業務調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当、特勤勤務手当等の合計)は四〇四、〇一五円であり、前年に比べ一、〇三四円減となっています。また、全職員の平均給与月額は四一二、七四七円であり、前年に比べ三一七円減となっています(第1表)。

なお、行政職(一)について、平均給与月額を組織区別に見ると、本府省四四七、六六六円、管区機関四〇四、七四九円、府県単位機関三八八、一九九円、その他の地方支分部局三七六、八八二円、施設等機関等三四八、六二二円となっています。

イ 俸給(俸給の調整額を含む)。
俸給は、いわゆる基本給で、その平均月額は、行政職(一)で三三二、四八七円、全職員で三三四、二一八円となっています。

若年層職員の増加による平均年齢の低下等により、前年と比べ、行政職(一)で一、二二四円減、全職員で四九三円減となっています。

第4図 最終学歴別人員構成比



(注) 1 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。
2 構成比は、各学歴ごとに四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合がある。

第1表 給与種目別平均給与月額及び構成比

給与種目	行政職俸給表(-)適用職員		全職員	
	令和5年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和4年4月
	平均月額 (構成比)	平均月額 (構成比)	平均月額 (構成比)	平均月額 (構成比)
	円 %	円 %	円 %	円 %
俸給	322,487 (79.8)	323,711 (79.9)	334,218 (81.0)	334,711 (81.0)
地域手当等	43,800 (10.8)	43,644 (10.8)	43,290 (10.5)	43,123 (10.4)
俸給の特別調整額	12,688 (3.1)	12,655 (3.1)	11,994 (2.9)	11,956 (2.9)
扶養手当	8,602 (2.1)	8,852 (2.2)	9,027 (2.2)	9,264 (2.2)
住居手当	7,447 (1.8)	7,129 (1.8)	6,769 (1.6)	6,510 (1.6)
その他	8,991 (2.2)	9,058 (2.2)	7,449 (1.8)	7,500 (1.8)
合計	404,015 (100.0)	405,049 (100.0)	412,747 (100.0)	413,064 (100.0)

(注) 1 俸給には、俸給の調整額を含む。
 2 地域手当等には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。
 3 その他は、本府省業務調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当、特勤勤務手当等である。
 4 構成比は、給与種目ごとに四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合がある。

第2表 主な手当別受給者数、受給者割合及び受給者平均手当月額

全職員：252,790人

手当	受給者数	受給者割合	受給者平均手当月額
	人	%	円
扶養手当	114,080	45.1	20,003
住居手当	66,776	26.4	25,625
単身赴任手当	18,087	7.2	46,640
地域手当	206,721	81.8	49,629
広域異動手当	34,204	13.5	19,993
特勤勤務手当 (特勤勤務手当に準ずる手当を含む。)	2,661	1.1	44,325
寒冷地手当	25,086	9.9	6,635
俸給の特別調整額	43,594	17.2	69,548
本府省業務調整手当	39,561	15.6	23,786
初任給調整手当	767	0.3	150,111
通勤手当	203,468	80.5	13,981

(注) 1 地域手当受給者には、異動保障等により支給される者を含む。
 2 受給者割合とは、受給者数を全職員数で除したものである。
 3 寒冷地手当の受給者平均手当月額は、支給期間(11月～3月)における受給総額を12月で除した1月当たりの額である。

ウ 諸手当

職員に支給される主な手当の受給状況は、次のとおりとなっています(第2表)。

(ア) 扶養手当

扶養手当は、扶養親族を有する職員に支給される手当で、受給者は全職員の四五・一%に当たる一四、〇八〇人であり、前年と比べ三、四五三人減となっています。

受給者の平均手当月額(以下「受給者平均手当月額」という。)は二〇、〇〇三円で、前年に比べ三〇円(〇・二%)増となっています。

扶養親族の種類別の受給者数を見ると、扶養親族である配偶者を有する者は六八、六二九人、扶養親族である

第3表 扶養手当受給者数

受給者数	うち 扶養親族である 配偶者を有する者	うち 扶養親族である 子を有する者	うち 配偶者・子以外の 扶養親族を有する者
人 114,080	人 68,629	人 89,637	人 4,428

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

第4表 住居の種類別職員割合

公務員宿舎	自 宅	借家・借間	その他
% 28.3	% 44.3	% 27.2	% 0.2

子を有する者は八九、六三七人、配偶者・子以外の扶養親族を有する者は四、四二八人となっています(第3表)。

(イ) 住居手当

住居手当は、借家・借間に居住し、一定額を超える家賃・間代を支払っている職員に支給される手当で、受給者は全職員の二六・四％に当たる六六、七七六人であり、前年と比べ二、二〇三人増となっています。

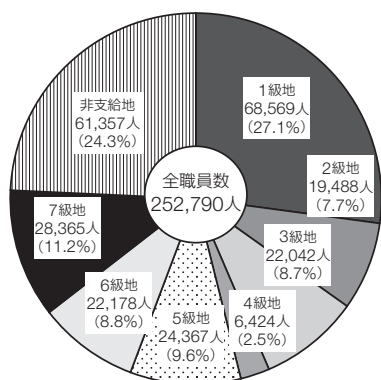
受給者平均手当月額額は二五、六二五円で、前年と比べ七七円(〇・三％)増となっています。

なお、職員の住居について、その種類の割合を見ると、公務員宿舎二八・三％、自宅四四・三％、借家・借間二七・二％、その他〇・二％となっています(第4表)。

(ウ) 地域手当

地域手当は、地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するよう、民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るために支給される手当で、全職員の八一・八％に当たる二〇六、七二一人(異動保障等による

第5図 地域手当支給区分別職員数



級地	主な支給地域	支給割合
1級地	東京都特別区	20/100
2級地	大阪市、横浜市	16/100
3級地	さいたま市、千葉市、名古屋市	15/100
4級地	神戸市	12/100
5級地	水戸市、天津市、京都市、奈良市、広島市、福岡市	10/100
6級地	仙台市、宇都宮市、甲府市、岐阜市、静岡市、津市、和歌山市、高松市	6/100
7級地	札幌市、前橋市、新潟市、富山市、金沢市、福井市、長野市、岡山市、徳島市、長崎市	3/100

(注) 1 支給割合は、給与法第11条の3第2項に定められている割合である。
 2 構成比は、級地ごとに四捨五入しているため、合計が100.0%にならない。

(イ) 受給者を含む。が受給しています。受給者平均手当月額は四九、六二九円で、前年と比べ八八円(〇・二%)増となっています。

なお、地域手当支給区分別の職員数の割合は、一級地二七・一%、二級地七・七%、三級地八・七%、四級地二・五%、五級地九・六%、六級地八・八%、七級地一一・二%、非支給地二四・三%となっています(第5図)。

(ロ) 広域異動手当
 広域異動手当は、広域異動を行った職員に支給される手当で、全職員の一三・五%に当たる三四、二〇四人が受給しています。

受給者平均手当月額は一九、九九三円で、前年と比べ二二円(〇・一%)増となっています。

(ハ) 俸給の特別調整額
 俸給の特別調整額は、管理又は監督の地位にある職員に支給される手当(いわゆる管理職手当)で、全職員の一七・二%に当たる四三、五九四人が受給しています。

受給者平均手当月額は六九、五四八

第5表 俸給の特別調整額の支給区分別受給者数及び受給者割合

機関等	区分	一種	二種	三種	四種	五種	受給者計
本府省		課長	室長				
管区機関		機関の長	部長		課長		
府県単位数機関			機関の長	部長	課長		
その他の地方支分部局					機関の長	課長	
受給者数 (受給者割合)		人 (1.3%)	人 (1.8%)	人 (2.6%)	人 (7.0%)	人 (4.6%)	人 (17.2%)

(注) 受給者割合とは、受給者数を全職員数で除したものである。

円で、前年と比べ一三四円（〇・二％）増となっています。

また、全職員に対する俸給の特別調整額受給者の割合を支給区別に見ると、一種（本府省課長、管区機関の長等）一・三％、二種（本府省室長、管区機関部長等）一・八％、三種（府県単位機関部長等）二・六％、四種（管区機関課長等）七・〇％、五種（その他の地方支分部局課長等）四・六％となっています（第5表）。

(カ) 本府省業務調整手当

本府省業務調整手当は、本府省の業務に従事する行政職(一)等の職員（俸給の特別調整額が支給される職員を除く。）に支給される手当で、全職員の一五・六％に当たる三九、五六一人が受給しています。

受給者平均手当月額は二三、七八六円で、前年と比べ九七円（〇・四％）減となっています。

(キ) 通勤手当

通勤手当は、通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員及び交通用具を使

第6表 通勤方法別職員割合

通勤手当受給者の通勤方法			通勤手当非受給者
交通機関等のみ利用者	交通用具のみ使用者	交通機関等・交通用具の併用者	
%	%	%	%
56.6	18.8	5.1	19.5

用することを常例とする職員に支給される手当で、全職員の八〇・五％に当たる二〇三、四六八人が受給しています。

受給者平均手当月額は一三、九八一円で、前年と比べ二〇七円（一・五％）減となっています。なお、通勤手当は、実費弁償的な手当であることから、民間給与との比較を行う平均給与月額には含まれていません。

また、全職員の通勤方法別の割合を見ると、交通機関等のみの利用者が五六・六％で全体の約半数を占め、交通用具のみの使用者が一八・八％、交通機関等と交通用具の併用者が五・一％、非受給者が一九・五％となっています（第6表）。

職種別民間給与実態調査

一 調査の概要

「職種別民間給与実態調査」は、国家公務員法等の規定の趣旨に基づき、国家公務員及び地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院、都道府県及び政令指定都市等の各人事委員会が共同して調査を実施しています。

約二一、九〇〇の事業所を調査

「令和五年職種別民間給与実態調査」の概要は、次のとおりとなっています。

ア 調査期間

令和五年四月二四日から六月一六日まで（五四日間・実日数三七日間）

イ 調査対象事業所

企業規模五〇人以上、かつ、事業所規模五〇人以上の全国の民間事業所約五

八、八〇〇（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した約二一、九〇〇の事業所を対象に調査を実施しました。
産業別、企業規模別調査事業所数は、第7表のとおりとなっています。

ウ 調査の内容

この調査では、事務・技術関係二二職種の約四一万人及び研究員、医師等五四職種約五万人について、令和五年四月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査しています。また、民間事業所における令和四年冬と令和五年夏の特別給の状況等を把握するため、令和四年八月から令和五年七月までの直近一年間の支給実績についても調査しています。

第7表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計				
		3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	事業所	1,644	1,237	1,249	3,894	1,635
農業、林業、漁業	事業所	0	0	0	8	18
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	事業所	141	83	78	261	193
製造業	事業所	465	529	555	1,760	703
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	事業所	315	223	198	632	315
卸売業、小売業	事業所	130	113	126	300	93
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	事業所	145	91	49	85	15
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	事業所	448	198	243	848	298

（注） 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が174所、調査不能の事業所が2,031所あった。

調査完了率

本調査の調査完了率は、民間事業所の皆様の御理解と御協力を得て、八二・六％と非常に高いものとなっております。調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとと言えます。

二 調査結果

本調査により把握した民間給与の状況は、次のとおりとなっております。

なお、総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元しています。

(一) 初任給の状況

企業全体として見た場合に、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で四九・五％（前年五〇・八％）、高校卒で二八・六％（同二八・七％）となっております。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で五五・七％（同三二・九％）、高校卒で六二・五％（同三八・六％）、据え置いた事業所の割合は、大学卒で四三・八％

（同六六・三％）、高校卒で三七・一％（同六一・一％）となっております。

新卒事務員・技術者計の平均初任給月額を学歴別に見ると、大学院修士課程修了で二三八、〇六一円、大学卒で二二二、七一六円、高校卒で一七五、三七〇円となり、前年に比べそれぞれ四、八三四円（二・一％）、三、七二六円（一・八％）、四、六〇四円（二・七％）の増となっております（第8表）。

第8表 新卒事務員・技術者計の学歴別平均初任給月額

学 歴	項 目	平均初任給月額	対前年増減	対前年増減率
		円	円	%
	大学院修士課程修了	238,061	4,834	2.1
	大 学 卒	212,716	3,726	1.8
	高 校 卒	175,370	4,604	2.7

(注) 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

第9表 職種別平均支給額等

職種名	項目	平均年齢	平均支給額
		歳	円
事務部長		52.5	726,795
技術部長		52.9	700,645
事務部次長		52.1	641,770
技術部次長		52.3	638,860
事務課長		49.2	610,828
技術課長		49.7	594,120
事務課長代理		46.1	484,593
技術課長代理		46.7	486,540
事務係長		45.3	422,691
技術係長		45.9	433,308
事務主任		42.3	364,395
技術主任		42.8	369,526
事務係員		37.5	302,310
技術係員		35.9	307,263

- (注) 1 平均支給額は、令和5年4月分のきまって支給する給与総額（平均）から時間外手当額（平均）を差し引いた額である。
 2 部次長には中間職（部長－課長間）を、課長代理には中間職（課長－係長間）を、主任には中間職（係長－係員間）を含む。

(二) 職種別給与月額状況

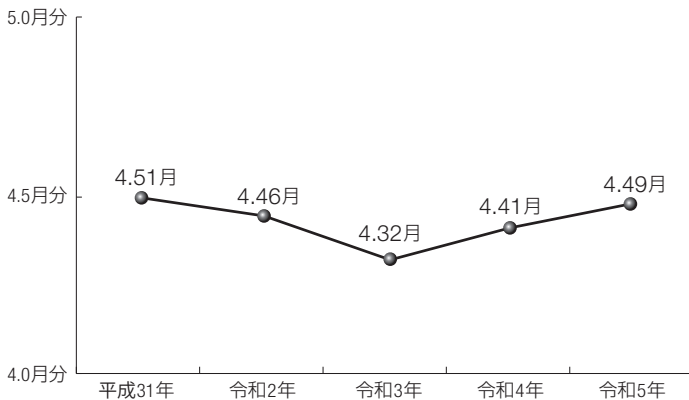
この調査では、前述のとおり、事務部長、同課長、同係長、技術部長、同課長、同係長など職種別に、令和五年四月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を調査しています。
 事務・技術関係職種における職種別

(三) 賞与等の状況

令和四年八月から令和五年七月までの

(支店長及び工場長を除く)の平均支給額は、第9表のとおりとなっています。なお、初任給関係以外の調査対象従業員の推定数は約四二〇万人となっています。

第6図 特別給の年間支給月数の推移



一年間において、民間事業所で支払われた特別給は、年間で所定内給与月額の内・四九月份に相当（上半期・下半期別に特別給の支給額を平均所定内給与月額で除して算出）しています。なお、特別給の年間支給月数の推移は、第6図のとおりとなっています。
 また、令和四年冬季賞与における考課査定分の賞与全体に占める割合は、係員

第10表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

係員		課長級		部長級（非役員）	
一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
54.9	45.1	51.4	48.6	50.8	49.2

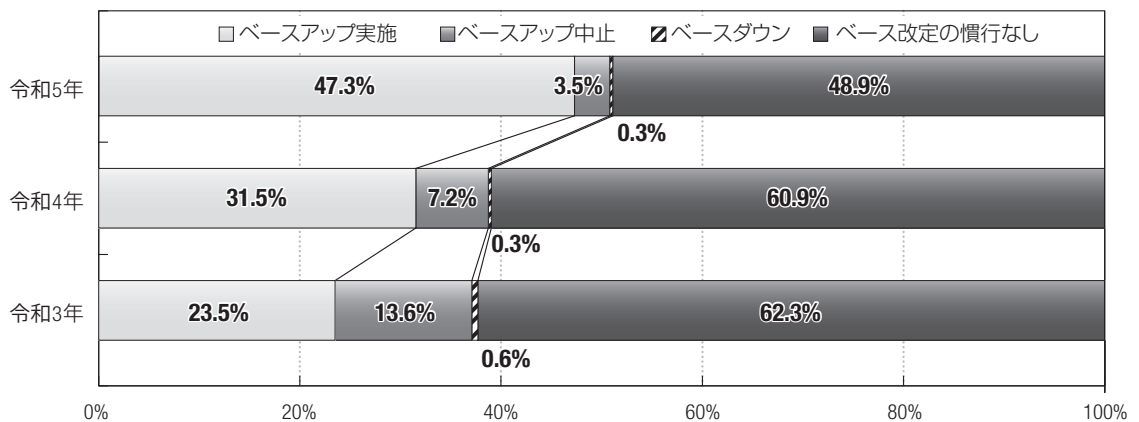
（四）給与改定の状況

で四五・一％（前年四五・九％）、課長級で四八・六％（同四九・六％）、部長級（非役員）で四九・二％（同五〇・九％）となっています（第10表）。

第7図に示すとおり、民間の事業所においては、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は四七・三％（前年三一・五％）、ベースアップを中止した事業所の割合は三・五％（同七・二％）、ベースダウンを実施した事業所の割合は〇・三％（同〇・三％）となっています。

また、第11表に示すとおり、係員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は八六・五％（前年八四・〇％）となっています。昇給額については、前年に比べて増額となっている事業所の割合は三七・四％（同三〇・四％）、減額となっている事業所の割合は二・七％（同二・八％）となっています。

第7図 給与改定の状況の推移（係員）



第11表 定期昇給の実施状況の推移（係員）

年	項目 定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
		昇給額は昨年に比べて					
		増額	減額	変化なし			
令和5年	87.1	86.5	37.4	2.7	46.4	0.6	12.9
令和4年	85.8	84.0	30.4	2.8	50.8	1.8	14.2
令和3年	85.2	82.1	22.5	8.4	51.3	3.0	14.8

第12表 在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を 支給する	在宅勤務関連手当を 支給しない	在宅勤務を 実施していない
41.9	(30.8)	(69.2)	58.1

(注) () 内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給目的別の月額支給の状況

支給目的	月額										
光熱費の負担増への 配慮のみ	～1,000円	～2,000円	～3,000円	～4,000円	～5,000円	～6,000円	～7,000円	～8,000円	～9,000円	～10,000円	10,001円～
	15.0%	20.5%	36.0%		23.0%			1.2%			4.3%

(注) 在宅勤務関連手当の支給目的を「光熱費の負担増への配慮のみ」としている事業所を100とした割合である。

(五) 在宅勤務関連手当の支給状況

第12表(その1)に示すとおり、在宅勤務を実施している事業所の割合は四一・九%となっており、在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給する事業所の割合は三〇・八%となっています。

また、第12表(その2)に示すとおり、在宅勤務関連手当の支給目的を「光熱費の負担増への配慮のみ」としている事業所の月額支給の状況は、「二、〇〇一円～三、〇〇〇円」の区分が最も多く三六・〇%となっており、当該区分より低い金額の区分の割合を合わせると、事業所全体で五割を超えています。

「国家公務員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果については、人事院ホームページ(<https://www.jinji.go.jp/>)に掲載しております。